

第3回教育委員会会議

1 日時 令和8年3月3日（火） 午後3時30分～午後5時20分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長
大竹 伸一 教育長職務代理者
赤木 登代 委員
長谷川 葵 委員
森 久佳 委員（ウェブ会議の方法により参加）
古川 知子 委員

高井 俊一 教育次長
山口 照美 港区担当教育次長
福山 英利 教育監
松田 淳至 総務部長
松浦 令 政策推進担当部長
上原 進 教務部長
本 教宏 生涯学習部長
中道 篤史 指導部長
石田 智子 市立中央図書館長
橋本 洋祐 総務課長
有上 裕美 連絡調整担当課長
上田 慎一 教職員人事担当課長
坂本 健太 教職員給与・厚生担当課長
笹田 愛子 生涯学習担当課長
木村 祥子 社会教育施設担当課長
瀬脇 浩 初等・中学校教育担当課長

大竹野謙一　　首席指導主事
久米　史朗　　学務担当課長
戸倉　信昭　　市立中央図書館利用サービス担当課長

中野　泰志　　教育政策課長
中谷さおり　　教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4　次第

- (１) 教育長より開会を宣告
- (２) 教育長より会議録署名者に古川委員を指名
- (３) 案件

議案第20号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第 三者委員会委員の委嘱について
議案第21号	「大阪市教職員健康づくり計画」について
議案第22号	「第5次生涯学習大阪計画」について
議案第23号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第 三者委員会による詳細調査の取扱いについて
報告第9号	教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にか かる対応状況について
報告第10号	大阪市立クラフトパーク条例施行規則の一部を改正する規則
報告第11号	職員の人事について
報告第12号	職員の人事について
協議題第4号	「第5次大阪市子ども読書活動推進計画」について
協議題第5号	学校園における課題解決への支援（マニュアル作成）について

なお、議案第23号、報告第11号及び第12号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、協議題第4号及び第5号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（４）議事要旨

議案第20号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の２ページをご覧ください。１名の弁護士を新たに委嘱するものである。今回、新たに委嘱する方は、弁護士の藤原式子様である。委員の任期に関しては、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第３条第１項で２年と定められているため、本日承認いただいたら、令和８年４月１日から令和10年３月31日としたい。選任理由について、藤原氏は、京都弁護士会の「子どもの権利委員会」委員長で、子どもの権利に関わる幅広いご見識をお持ちであり、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富であることに加え、本市の第三者委員会の専門委員として活動された経験もある。以上の点から、本委員会の委員に適任であると考えている。

次に、議案書の３ページをご覧ください。弁護士の鎌田裕代様、臨床心理士の葉山貴美子様の２名の委員を引き続き委嘱するものである。委員の任期に関しては、令和８年４月１日から令和10年３月31日としたい。引き続き委嘱を行う理由としては、鎌田氏及び葉山氏は、この間、複数の本市のいじめ重大事態調査において、滞りなく調査を遂行いただいており、資質として適任であること、また両委員とも現在も調査中の事案にも携わっていただいていることから、引き続き委嘱を行うものである。なお、議案書の４ページに委員の一覧を記載しているので、参照いただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第９号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日は、令和７年度の２学期に受付けた13名15件の意見・提案について、報告する。数が多いため、主なポイントに絞って、説明させていただく。なお、今後も進捗管理していく必要があるかどうかについて、資料の右端にある要不要の記載で示している。

番号１について、上段は、休日の教職員の負担軽減のための予算の配当について、中段は、特別な支援を要する子どもや、外国の子どものための人員配置、後段は休暇取得につ

いての提案になる。教育委員会の見解と対応策としては、予算について、各学校園に配当している維持運営費以外の予算の配当は困難であること、人員配置等については、特別な支援を要する幼児のために、常勤の「支援担当講師」1名の全園配置の他、各園の実情等に応じて、「幼稚園介助サポーター」や「特別支援加配」、等を行っていること、外国につながる子どもへの支援に関しては、全幼稚園に外国語翻訳機を導入していること、休暇取得については、働き方改革を推進し、働きやすい職場環境の整備に努めていくこと、一時預かり事業実施の際は、支援担当講師や、一時預かり事業指導員を配置するなど、柔軟に対応いただいている旨を説明している。

番号2-①は、2学期の始業式や冬休み日程を工夫することで、夏休みを一週間延長してはどうか、との意見である。見解と対応策としては、本市の授業時数計画の調査において、ご指摘の内容に該当する学校は、どの学年も全体の6パーセント未満にとどまっており、適切な授業実施計画とするように個別に確認・指導を行っていること等により、現時点において夏季休業期間の変更等の検討は行っていないこと、一方で、令和3年7月より、柔軟な休業日の設定等、校園長の判断により弾力的な運用ができることとしている旨を説明している。

番号2-②は、外国からの子どもへの対応として、1：日本語指導の充実、2：外国語ができる職員の採用、3：職員に対して語学学校に行くための費用補助を実施してはどうかとのご意見である。見解と対応策としては、1、プレクラス等を実施する共生支援拠点を、市内4か所に設置していることや、多言語リモート通訳システムを導入していること、2、現在は日本語指導支援や様々なコーディネーターが相談等を受付けており、加えて通訳者等外国人人材や日本語指導員の人材確保に努めていること、3、教職員が語学学校に行くための費用補助の制度はないが、教室で使える中国語を学べるワークショップを12月に開催した旨を説明している。

番号3は、学校徴収金等、保護者から預かる現金について、紛失等のリスクを避けるため、民間のキャッシュレス集金システムを導入してはどうかとのご意見である。見解と対応策としては、現金を取り扱う機会はできるだけ減らす方が望ましいと考えているが、各校の実情にあった運用が望ましいことから、銀行振込・現金払い双方のメリット・デメリットについて改めて周知していくこと、民間のキャッシュレス集金システムサービス導入については、課題があることから、令和8年度、このサービスが実現可能か等について、検討結果を報告する旨を説明している。

番号4は、校内の電話・来客対応・施設予約が負担となっていることについてのご意見である。見解と対応策としては、①専属職員の配置は困難であるが、現在、スクールサポートスタッフなどを配置することで、電話・来客等業務の負担軽減に取り組んでいること、②音声応答装置について、基本時間よりも前に退勤する場合は、その時間から音声応答装置による対応として差し支えないものとしていること、③電話回線の設置については、「音声ガイダンス」を令和9年度末までの整備完了に向けて進めていること、④ネットによる施設予約などについては、DX推進の観点からワーキンググループで検討していく旨を説明している。

番号5は、外国籍の転入生の対応の困難さ、私的端末で児童生徒等を撮影できなくなったことによる保護者等向け情報発信に支障が生じているといったご意見である。見解と対応策として、外国籍の転入生の対応については、番号2－②と同様であり、加えて、今年度より、AI機械翻訳システムを導入していること、私的端末での児童生徒等撮影禁止については、文部科学省より出された指示に基づくものであること、子どもの撮影を行う場合は、学校園用のデジタル機器デジタルカメラ等の使用や、各校に配備されている教育情報利用パソコンの予備機を使用することも可能としており、子どもを守るための取組が必要であると考えている旨を説明している。

番号6は、育児や介護の必要がない職員のテレワークは不要であり、また、閉庁日に限って認めるほうが良いこと、終業式、入学式の日程について基準日を定めて欲しいこと、私的端末での児童生徒等撮影禁止についてのご意見である。見解と対策案としては、テレワークについては、対象者を限定することや、閉庁日に限って承認することは考えていないが、適切な実施に向け、制度周知を継続して行っていくこと、終業式等の日程については、校園長の判断により、弾力的な運用ができるとしていること、また、各校園の実情が異なるため、式の基準日を設けることは、実態にそぐわないこと、教職員の私物端末を用いた幼児児童生徒の撮影については、番号5の見解と対応策と同内容を説明している。

番号7は、①学習系パソコンの機能が低下していること、②技術室にエアコンをつけて欲しいこと、③近所の小学校の窓が未施錠であること、④給食配膳時、マスクをつけていない様子が見受けられるといったご意見である。見解と対応策としては、①児童生徒の端末については、学校の教職員を含めた有識者で構成する会議で検討した結果、Chrome端末への更新を決定したものであり、これによる一部機能の利用制限等についてご理解いただきたいこと、②特別教室へのエアコン設置について、入札参加者が無く、入札自体が中止

となったことから、既設のエアコン更新時や校舎建替え工事時にエアコンが未整備の特別教室への新規設置を行うこととしていること、③窓を含めた通用門等の施錠については、「学校園における安全防犯対策指針」に示しており、同指針を活用した施設・設備の点検について改めて周知し、児童生徒等の安全確保に努めていくこと、④給食時間における指導について、給食当番活動時の衛生的な服装について指導する事との周知を行うとともに、給食巡回等で確認した事案については、学校長に改善を求めている旨を説明している。

番号8は、1、システムの不具合が発生したときの対応が遅いと感じていること、2、学校徴収金の振替口座の登録方法について電子申請できないか、現金納入は原則廃止し、金融機関やコンビニなどで納付できるようにできないか、3、学校徴収金の収納代行制度にかかる金融機関での登録完了について、口座振替ができたかどうかにより確認する以外の方法がないか、4、特別支援教育就学奨励費にかかる交付額決定通知書について、宛名が前年度の学年になっているなど、誤配付が生じる仕組みとなっており改善が必要と考えていること、5、業務改善に向けた提案ができるように、共同学校事務室を活用して学校運営支援センターにあげるといったご意見である。見解と対応策としては、1、年度切替の業務繁忙時期に障害が発生したことをお詫びし、現在は復旧していることや次年度以降は発生しない見込みであること、2、口座登録の電子化については、実施の可否について今後検討していくこと、民間のキャッシュレスサービス導入については、番号3の見解と対応策と同内容を説明し、3、金融機関における口座登録手続きについては、各金融機関において登録完了通知等は行わない取り扱いとされており、本市において完了した旨の連絡を保護者等へ行うことはできないこと、4、特別支援教育就学奨励費は、配付方法や年度を超えて配付する通知の学年表示について検討していくこと、5、業務改善に係る提案については、現在も事務主幹が検討し、その都度市教委が提案を受けて改善に向けて対応していることから、今後も担当事務主幹へ相談していただきたい旨を説明している。

番号9は、学校安心ルールを全校で徹底させること、教員の研修システム「マイレコ」において、研修開始日に視聴できないこと、また、システムに統一性を持たせて欲しいこと、電話回線を増やして欲しいというご意見である。見解と対応策としては、学校安心ルールのスタンダードモデルは継続した周知徹底を行っており、引き続き、学校安心ルールが各校において適切に運用されるよう努めていくこと、マイレコの研修の受講については、対象者が多い場合はシステム上、当日の閲覧することが難しい場合があることや、設定の

ミスがある場合も考えられることから、閲覧できない場合については、研修担当者までご連絡いただきたいこと、システムの統一性については、ワーキンググループで検討していくこと、電話回線の増設については、学校運営支援センターへご相談いただきたい旨を説明している。

番号10の意見・提案は、公募指導主事の待遇について、教諭・指導教諭と同程度とすること、管理職への登用を促す上で、教育委員会の対応を考えて欲しいとのご意見である。見解と対応策としては、指導主事には、教諭・指導教諭より高い水準で設定されている教育職給料表（1）を適用していること、指導主事には、教職調整額の支給はなく、勤務実態に応じて時間外勤務手当が支給されていること、教職調整額の引き上げに伴う管理職と教諭との待遇差については、校長・副校長・教頭に対して、令和8年1月より給料月額に4,000円加算することとしており、今後も教職調整額の引上げに応じ、毎年4,000円程度の引上げを予定していることや、教頭の負担軽減のため、教頭補助や、ワークライフバランス支援員を配置している旨を説明している。

番号11は、4月1日付けの新規採用者の給与口座登録期限の期間が短いことについてのご意見である。見解・対応案としては、令和8年4月までに、現状の給与振込口座の登録期限を延長し、少なくとも2日間は平日の処理期間が確保できるよう、改善を図る旨を説明している。

番号12-①は、①学校維持運営費予算について、物価高騰の中、来年度の予算は増額されるのか、私物スマートフォンの使用が禁止されたが、デジタルカメラ等の物品の支給等はないのか、②総務省通知により実質的に副業が解禁されたが、本市での導入を検討しているのか、③選択的週休3日制について、本市での導入を検討しているのかとのご意見である。見解・対応案としては、学校維持運営費は、児童生徒数や学級数等を勘案して予算を配付していること、デジタルカメラを始めとした物品の支給等については、番号5、6の見解、対応策と同内容を説明し、②兼業許可基準については、現段階では規程の改正は検討していないが、国や市長部局等の動向を注視していくこと、③選択的週休3日制については、現時点で検討していないが、教職員がより働きやすくなるよう、他都市の状況を注視しながら、調査・研究していきたい旨を説明している。

番号12-②の意見・提案は、①住所から最寄りの発着駅を検索し複数の経路の金額を表示するシステムを、出張旅費についても導入できないか、②就学援助費を他の会計に全額充当する際には領収書の徴取を不要とすることはできないか、③業者への連絡手段であるメ

ール利用時のルール緩和の検討ができないか、④公金の支出の際、学校長による電子承認と紙決裁が必要であることについて、電子承認へ一元化することはできないかのご意見である。見解・対応案としては、①出張旅費支給事務については、令和9年10月運用開始予定の次期教育情報ネットワークにおいて、検索時の負担軽減を図ってまいりたいこと、②就学援助費については、現在のシステムとの自動連携処理が可能なものについては領収書を不要としているが、就学援助費の一部振替については、システム構成上対応できない仕様であり、領収書の徴収を不要とするためには、システムの改修費用を要すること、一方で件数としては1校あたり年間10数件であることから、今後のシステム改修に合わせて検討すること及び現金払いの抑制に向け努めていくこと、③メール利用時のルール緩和については、「大阪市教育委員会情報セキュリティ対策基準」に基づき、業者見積りにかかるメールを送信するに当たっては、管理職の承認を得る等、厳格に取り扱うこととしており、ご理解いただきたいこと、④公金支出の際、電子承認と紙決裁が必要であることについては、現在のシステムでは機能的な理由から、システムと紙による決裁が混在しており、システム導入の可能性等について検討していくことを説明している。

番号13は、大阪市以外の他市町村との入試における公平性を保つために、チャレンジテストにおける「中学生チャレンジテスト（3年生）を活用した調査書に記載する評定の水準」を廃止してはどうかのご意見である。見解・対応案としては、中学生チャレンジテストの導入経過、本市においては中学生チャレンジテストを全学年で実施し、高校入試における調査書に記載する評定について、府内統一基準に従い、学校ごとに定められる「評定平均の範囲」内で行っていること、また、本市では、中学生チャレンジテストの結果を活用し、個々の生徒の評定が適正な評定となるよう、これらの施策等が必要であると考えていることを説明している。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。全般に、個人としての視点からの訴えや意見が多く、大阪市全体や学校という公の視点がやや欠けているように感じました。個別には、動植物の飼育は生き物であり、土日に放置するわけにはいかないため、教職員が休日に対応しているとのことですが、予算的に業者委託等が難しいのであれば、地域の方々によるボランティア等の協力を得ることを検討してはどうでしょうか。学校はセキュリティ上、外部の方の立入りを制限しがちですが、動植物の世話であれ

ば校舎内に入らずに対応できる場合もあり得るため、工夫の余地があると思いました。また、特別教室等へのエアコン設置は毎回課題として挙がりますが、急激な気候変動により猛暑が深刻化する中、一気に対応することは難しいとしても、計画的に整備を進めていきたいと思います。私物のカメラやスマートフォンの使用禁止については、セキュリティ上やむを得ないと考えます。児童生徒の写真等の流出リスクを踏まえ、事情を丁寧に説明し、方針を貫いていただきたいと思いました。情報提供の在り方についても、過度な負担とならない範囲で、セキュリティを優先して運用していく必要があると考えます。

【中野教育政策課長】 ご意見を賜り、ありがとうございます。2点目、3点目につきましては、ご指摘のとおり進めてまいりたいと考えております。1点目のボランティアの件につきましては、学校園によっては協力いただける方がおられる場合もありますが、文部科学省において学校園での動物飼育の在り方について議論が進められているとも伺っております。そうした動向も注視しつつ、学校園から相談等があれば、検討してまいりたいと考えております。

【古川委員】 資料5ページの学校徴収金に関して、未納となっている保護者への対応は、学校としても大変苦慮されているのではないかと思います。どのような事情で未納となっているのか、どの程度学校が困っているのかといった実態も含めて把握していただき、可能であれば改めてご報告をお願いしたいと思います。

【中野教育政策課長】 ありがとうございます。状況を踏まえ、他都市調査等も含めて、今後このテーマについてご報告できるよう、引き続き取り扱ってまいります。進捗確認の対象としても位置付けておりますので、進めてまいります。

【久米学務担当課長】 今後検討して進めていくことにつきましては、先ほどご説明したとおりでございます。未納の状況につきましては、口座振替を登録されている方が全体の約98～99パーセントであり、一部に、口座振替の申込みをお願いしても登録いただけない方がおられます。また、口座振替登録者であっても、振替時に引落不能となった場合は、現金または振込での対応となり、通常と異なる対応が必要となります。現金を取り扱うことは望ましくないという点は、現場も含めご指摘のとおりでございますので、資料に記載のとおり引き続き検討してまいります。他都市の事例として横浜市や福岡市がございましたが、学校徴収金は学校によって状況が異なる面もありますので、実態を詳細にお聞きした上で検討し、改めてご報告させていただきます。

【大竹委員】 教職員からの意見・提案については、これまでも、できるだけ丁寧に

分かりやすく、意見と回答がすれ違わないようにしていただきたいこと、できないものは理由を示して「できません」と明確にしていいただきたいこと、また、検討すべきものは検討時期をできるだけ明確にしていいただきたいことをお願いしてきました。そうした観点から見ると、今回も大変細やかに記載され、丁寧に回答されていると思います。例えば、資料3ページの授業時数の件では、提案者が「標準時数を大きく上回っている学校が多い」と事実を誤認されている可能性があるところ、教育委員会の見解として「該当校は多くない」ことを示した上で、個別に確認している旨が丁寧に説明されています。また、資料6ページのインターフォン等への専属職員配置は、予算上困難であることを明確にした上で、スクールサポートスタッフ等の活用により負担軽減を図ることが示されており、できること・できないことの整理が適切になされていると感じます。第1回、第2回と比較しても、提案内容をしっかり検討されていることに敬意を表します。その上で、私物スマートフォンによる撮影禁止については、セキュリティ上、禁止する方針は妥当だとしても、代替措置として「学校園用の機器を使用する」とする以上、現場で必要な機器が十分に配備され、使いやすい状態になっているかは教育委員会として確認すべきです。従来の学校維持運営費の範囲で十分賄えるのであればよいのですが、そうでない場合には予算措置も含めて検討しなければ、不満が残り続けるおそれがあります。文部科学省から急遽厳格化が求められている趣旨は理解できますので、代替策の実効性をより丁寧に整理していただければありがたいと思います。

【瀬脇初等・中学校教育担当課長】 ご意見ありがとうございます。学校での状況についてですが、デジタルカメラは従前から各校が予算で整備し使用してきた経過がございます。加えて、今回、児童生徒用端末の予備機が新たに配備されたことにより、一定の対応が可能な状況になっております。スマートフォンと比べて使い勝手の面で課題を感じられる場合もあるかと思いますが、対応可能な環境は整ってきていると考えております。一方で、この間、校長会等からも様々なご意見をいただいておりますので、よりよい在り方については引き続き検討してまいります。

【大竹委員】 現時点で、学校に配備されている機器や予備機で「足りている」「これで対応できる」と考えているのであれば、その旨を明確に記載すべきです。逆に、把握できていないのであれば、把握して対応するという意思を明確にしないと、「検討します」だけでは曖昧で、現場にとっても納得感が得にくいと思います。できる・できない、足りる・足りないといった点は、分かっていることは分かっていると示し、はっきり書くことが重

要ですので、その点に留意して回答を作成していただければありがたいと思います。

【瀬脇初等・中学校教育担当課長】 ありがとうございます。ご指摘も踏まえ、その点も整理した上で回答してまいります。

【森委員】 先ほど大竹委員もおっしゃったように、今回の意見・提案への回答はかなり考えられており、私も敬意を表します。赤木委員がご指摘のとおり、個人の視点の意見が多い面はありますが、そのような意見に対して丁寧に回答すること自体が、個人の視点を公の視点で捉え直すことにつながり、政策の理解促進や周知のツールとしても意義があると感じています。個人プライベートと公パブリックをつなぐ回路となり得るという点で、今回改めて重要性を認識しました。その観点から、資料８ページの６①テレワークについて申し上げます。事前説明の段階でも、テレワークに対する意識の違いがあるのではと感じていましたが、改めて説明を伺い、意識の問題だけでなく、そもそもテレワークを取りやすい環境にある人が結果的に取得している可能性もあるという点も含めて検討の余地があると思います。これはテレワーク単体の話にとどまらず、教職としての働き方全般に関わる課題であり、中長期的には資料14ページの③選択的週休３日制の議論にもつながると考えます。将来的には多様な働き方を含め、教職員が自己実現も踏まえた働き方を実現していく観点から、構造的に捉えていく必要があるのではないかと感じました。

【長谷川委員】 感想になりますが、様々な意見がある中で対応が難しいものもある一方、こうした自由な意見を継続して拾い上げられること自体に意義があると思います。３学期以降も引き続きご対応いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【多田教育長】 今回も２学期分として、様々なご意見をいただきました。DXの取組や働き方、処遇に関するもの、また現場ならではの気づきに基づく事務の進め方に関するものなど、多岐にわたったと思います。職員の負担軽減や、保護者の手続の簡素化につながるものもあると考えますので、細部まで確認しつつ、また、大竹委員からご指摘いただきましたように、できるだけ分かりやすく納得感のある形で、現場との往復の関係が築けるよう、引き続き事務局として丁寧に対応を進めてまいります。今回の取扱いについては、この内容で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第21号「大阪市教職員健康づくり計画について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第21号、「大阪市教職員健康づくり計画」について説明する。１月27日の教育委員会

会議において、協議題として協議いただいた内容となるが、本日は議案としてお諮りし、議決をいただきたいと考えている。資料2 ページが概要版、3 ページ以降が計画本体となっている。6 ページをご覧ください。

策定の趣旨について、教育現場を取り巻く環境の変化により、教職員の心身にかかる負担は高まり、心身の不調から休職に至るケースも多く、健康や生活の質だけでなく、教育活動の継続性や学校園の運営にも影響を及ぼしている。教育委員会では、平成23年に「大阪市教職員心の健康づくり指針」を策定し、メンタルヘルス対策に取り組んでまいったが、病気休職者の割合は十分低下しておらず、精神と身体の不調が密接に関連することから、心身両面の総合的な健康づくりが重要となっている。こうした状況から、教職員が心身ともに健やかに働き続けられる環境を整えるため、「大阪市教職員健康づくり計画」を新たに策定するものである。教職員一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、教育委員会は教職員の心身の健康を守り育てる組織体制を築き、自己管理を組織でサポートし、教職員がいきいきと働く環境を整え、ストレスの軽減や健康保持・増進を組織的に支援することを目指す。本計画の期間は、令和8年度から11年度までの4年間とし、働き方改革と連動した取り組みを展開してまいらる。

次に、現状について説明する。10ページをご覧ください。病気休職者の現状について、【図4】「教員の病気休職者割合推移」は精神と身体を合わせたものであるが、大阪市は全国平均よりも高くなっている。【図7】「精神疾患による休職の要因」は、多い順に「職場の人間関係」、「児童生徒保護者対応」となっている。11ページをご覧ください。【図9】「復職後1年の職場定着率の推移」は、年々上昇している。続いて、ストレスチェックの状況について、【図10】受検率は、上昇している。12ページをご覧ください。【図15】「不安感がある者の割合」は男女とも20代が高く、【図17】「不眠を訴える者の割合」は、男女とも50代が高くなっている。13ページをご覧ください。【図18】「総合健康リスク値が120以上の学校園数の推移」は、全国平均を100として、値が高いほど健康リスクが高いとされるもので、年々減少している。

14ページをご覧ください。定期健康診断の状況について、【図20】は「定期健康診断受診率と事後措置対象者割合の推移」で、令和6年度の受診率は98.6パーセントとなっている。【図21】「事後措置実施率の推移」は、60パーセント弱で推移している。

2 ページ「概要版」をご覧ください。上には策定の趣旨、その下、左側には現状に対する対策、その右には、対策を踏まえた「基本方針及び取り組み」を記載している。基

本方針は「セルフケアの推進」、「ラインケアの充実」、「健康を支える体制整備」、「復職支援の充実」、「多様なライフステージに応じた健康の促進」としており、教職員、管理監督者、教育委員会が一体となり取り組んでまいる。また、その右側には令和11年度の数値目標を設定している。定期健康診断受診率は100パーセント、定期健康診断の事後措置実施率は70パーセント以上、将来的には100パーセント、ストレスチェック受検率は100パーセント、総合健康リスク120以上の学校園数は、ゼロ、復職後1年の職場定着率は90パーセント以上、不安・不眠を訴える割合は、令和7年度比100パーセント以下を目指す。これらの達成を通じ、病気休職者が占める割合を前年度比100パーセント以下かつ全国平均以下の水準にしていまいる。これにより、教職員の心身両面の健康を総合的に向上させ、「多様な教員がいきいきと働く理想の学校園」、「チームとしての組織力向上」により、「すべての子どもたちへのより良い教育の実現」を図ってまいる。これらの実現のためには、計画を丁寧に周知し浸透させる必要があると考えている。周知や研修方法については、資料配付に加え、集合研修やオンデマンド形式での情報提供も検討し、より効果的な取り組みを進めてまいる。また、学校園では具体的な取り組みの検討機会をもっていただくなど、計画実施に向け実際の行動につながるよう工夫してまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 来年度以降、働き方改革においても、理念的な整理にとどまらず具体的な取り組みが始まりますので、本計画と一体となって、教職員の健康保持・増進に4年間を通じてしっかり取り組んでいくという方向性を確認できたと考えております。引き続き、学校園現場とも丁寧にやり取りを行いながら、教育委員会として一体となって着実に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第10号「大阪市立クラフトパーク条例施行規則の一部を改正する規則」を上程。

本生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、令和8年1月27日に開催された第1回教育委員会会議にて報告した、大阪市立クラフトパークの指定管理者の吸収合併に伴う大阪市立クラフトパーク条例の改正に対応

して、必要となる手続きを定めるため、クラフトパーク条例施行規則の一部を改正するものである。

令和８年４月１日からの指定期間開始までに新指定管理者を指定するため、改正条例の施行と同時に規則改正を行う必要が生じたことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第２条第１項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったことについて、同条第２項により報告するものである。

次に、資料３ページ「２ 改正内容」をご覧いただきたい。具体的な内容としては、改正後の条例第１６条第２項の提出書類の詳細を示すものであり、通常指定申請を行う際に提出する書類のほか、連合体の構成員の変更の内容を明らかにする書類及び変更前の構成員による連合体が提出した事業計画書及び収支予算書に従ってクラフトパークの管理を継続して遂行することを明らかにする書類を提出しなければならないこととしている。

なお、規則の施行日は、公布の日としており、改正条例とともに３月２日に公布を行ったところである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第２２号「第５次生涯学習大阪計画について」を上程。

本生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書２ページをご覧いただきたい。「第５次生涯学習大阪計画」については、昨年度からの社会教育委員会議等における議論と併せ、教育委員会会議においても、昨年６月２４日、９月２６日、１０月２４日及び本年１月２７日の計４回にわたり、丁寧な審議及び意見聴取を賜り、感謝申し上げます。今回は、前回説明した「パブリック・コメント」を経て、いよいよ議案として審議いただきたいと考えている。議案書３ページからが計画本文となっているが、今回は時間の関係もあって、議案書の４９ページ以降につけている概要版で、改めて全体像を説明させていただくので、確認いただければと思う。４９ページをお開きいただきたい。まず、本計画の「基本理念」として、「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習」の推進を掲げ、次に「計画の位置づけ」として「大阪市の生涯学習に関連する施策全体を体系的に網羅する計画」である旨や、「大阪市教育振興基本計画」と理念を共有する旨を記載し、その「計画期間」として「令和８年度から令和１１年度までの４年間」とする旨記載している。

次に、「めざすべき未来像」としては２点「誰もが主体的に学び続け社会に参画できるま

ち」と「多様な市民が支え合い共に生きるまち」を掲げたうえで、最重要目標として、本計画における主な3つの目標として、①「識字・日本語教室等に参加することでより暮らしやすくなった」と回答する参加者の割合、②「生涯学習センターの講座等をきっかけに、様々な学習や活動につなげたいと思うか。」に対して肯定的に回答する参加者の割合、③「コミュニティースクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まりましたか。」に対して肯定的に回答する小中学校の割合を掲げ、併せて、その目標値について記載している。また右側、施策体系としては、個々に施策の取組とその成果指標を設定し、推進していくことで、個人のウェルビーイングと地域全体のウェルビーイングが、相互に影響し、循環していくことをめざして取組を進めてまいりたいと考えている。最後に「計画推進体制等」として、区役所および関係部局からなる「生涯学習大阪計画プロジェクト会議」や多文化共生推進本部等の庁内会議を積極的に活用し、その進捗状況を社会教育委員会にも報告を行うことで、計画の進捗を図るものとしている。50ページ、51ページに、その他の主な取組内容と目標値の抜粋を記載しているので参照いただけたらと考えている。また、計画本文中の用語の注釈について、昨日、森委員から、市民向けという観点で、もう少しわかりやすく整理できるのではないかと、というご指摘を受け、すでに修正しているので確認いただきたい。本日は、改めて内容をご確認いただき、議決を賜りたい。議決後は、市長決裁を経て成案とし、令和8年度から本計画に基づく取組を進める予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森委員】 ご対応いただきありがとうございます。改めて計画案を確認し、特に注記を中心に見たところ、分かりやすく修正されていました。ご対応いただきありがとうございました。

【本生涯学習部長】 ご指摘いただきありがとうございます。用語の注釈につきまして整理したことで、より分かりやすくなったと受け止めております。ありがとうございました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第4号「第5次大阪市子ども読書活動推進計画について」を上程。

石田市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

中央図書館長の石田でございます。「第5次大阪市子ども読書活動推進計画」については、昨年8月20日に骨子案の協議、11月11日に素案の議決と、これまで2度にわたって検討、確認をいただいた。本日は、素案に対して昨年末に行ったパブリック・コメント手続きの結果について報告する。

2ページの資料1のとおり、11月26日から12月25日にかけて、パブリック・コメントを実施した。その結果、9人の方から延べ21件にわたるご意見を頂戴した。ご意見、ならびにそれに対する大阪市の考え方は、3ページから5ページに表にして示している。計画に対して幅広くご意見をいただいたが、中でも、学校における読書活動に対する言及が多いという印象である。特に、学校司書の配置拡充を求める声が目立った。これに対しては、厳しい財政状況など難しい課題があるが、本市の考え方として、「引き続き、学校司書の配置体制の充実も含め、学校図書館の整備・充実、子どもたちの読書意欲を高める環境づくりに努めてまいります」と示している。また、2ページの項目5に記載した通り、ご意見を受けて、素案から2か所修正した。ひとつは、グラフの文字等が見にくいというご意見を踏まえて、文字の色や大きさを修正した。通しページの10ページから16ページのグラフである。もうひとつは、学校教育に関わる項目のリード文に、本文でも述べている教科学習における学校図書館の活用について明記した。通しページの26ページ「(2) 学校教育における読書」のリード文に追加している。以上が、パブリック・コメントの結果である。

現時点での最終案は、6ページの資料2および7ページ以降の資料3のとおりである。先ほど申しあげた2か所の修正のほか、素案段階では未収録だった「参考事例」を、「第2章 具体的な取組」の各項目に示している。参考事例は、写真も交えながら、既存の施策の周知啓発もかねて読んでいただけるよう留意している。詳しくは、資料を確認いただきたい。

最後に今後のスケジュールである。39ページの資料4をご覧ください。本日は、パブリック・コメントの結果、ならびにそれを受けての最終案を提示した。ご意見を賜ったのち、3月23日の教育委員会会議で改めて成案を示して議決をお願いし、その後公表を行ってまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 それでは、ただいまご説明のありましたパブリック・コメントの結

果および最終案の内容で進めてください。資料4にお示しのとおり、年度内の策定に向けて3月23日の教育委員会会議での議決、公表というスケジュールで手続きを進めていただければと思います。よろしくお願いします。

議案第23号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会による詳細調査の取扱いについて」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本市における第三者委員会のいじめ重大事態調査については、初動調査実施後に、当該児童生徒及びその保護者が希望した場合には、著しく合理性を欠く場合を除き、詳細調査を実施する仕組みとしている。この「著しく合理性を欠く場合」と言うのは、①被害側から協力が得られる見込みのない場合、②被害側が詳細調査への意向を望む根拠、初動調査において収集された資料及び被害側から提供された資料等を踏まえたとしても、初動調査において認定された事実やいじめに関する評価認定が覆る可能性が低いと合理的に判断できる場合、③その他いじめ防止法の趣旨に照らし、著しく合理性を欠く場合、がこれに該当するものとされている。本議案については、今般、被害児童生徒及び保護者が詳細調査の実施を希望した事案において「著しく合理性を欠く」に該当する事情があると認められることから、詳細調査を実施しない旨の決定をすることについて、審議いただくという内容である。

初動調査結果及び第三者委員会からの意見を踏まえ、本事案については詳細調査を実施しないをしたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【古川委員】 結論に対して異論はございません。学校への支援につきまして、引き続きよろしくお願いいたします。

【松田総務部長】 はい。その点につきましては、しっかりと丁寧に対応してまいります。

【長谷川委員】 私も、詳細調査に移行しないという点については、異論はございません。今回は詳細調査には移行しませんが、何らかのフォローが必要ではないかと思っております。その点について、今後どのように対応されるご予定か、お伺いできればと思います。

【松田総務部長】 教育委員会といたしましても、総合的な支援を行っている状況でございます。引き続き、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第5号「学校園における課題解決への支援（マニュアル作成）について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

これまでの経緯として、令和7年10月に「大阪市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本方針」が策定され、学校園の教職員も対象ではあったが、学校園に即していない部分も含まれていたため、学校園の保護者対応支援のために必要な内容について、教育委員会事務局各課が横断的に連携し、現在検討しているところである。本日は、支援内容の1つである保護者等対応のマニュアル案について、説明する。まず、作成にあたっての大きな方向性について、説明する。

大前提として、学校園と保護者や地域の方は、子どもをともに育てるパートナーであり、お互いの立場を尊重しながら信頼関係を築くことが大切であるという考えに基づいて作成している。そのため、「カスタマーハラスメント」という言葉は使用せず、あくまで、よりよい関係づくりを目指すことを目的としている。保護者だけではなく、地域の方との対応も対象としているため、文言としては「保護者等」と記載している。

また、保護者等との対応は、こうすれば常に正解であるという方法はなく、教職員には、相手や状況に応じて「今、何が最善か」を考え続けてほしいという思いから、「マニュアル」という言葉を使わず、「冊子」と呼ぶようにしている。冊子については、教職員がすぐに使える、読もうと思える内容にするため、分かりやすい表現を心がけるとともに、具体的な事例対応や、コラムとして、先輩教職員の体験談を入れるといった工夫をしている。また、大阪市PTA協議会からのご意見もいただいたうえで、案を作成している。

今後の予定としては、本日協議いただいた後、大阪市スクールロイヤーの弁護士に全体を監修していただき、最終案を3月23日の教育委員会会議の議案としてお諮りし、4月には学校園に周知をすることを目指している。それでは、内容の詳細について、説明する。

中道指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

全体的な構成としては、議案書の5ページにあるように、2部構成となっており、第1

部を「保護者等とのよりよい関係づくり」としている。保護者とのよりよい関係づくりのためには、まずは、教職員のコミュニケーション能力や相談対応能力を向上させることが、トラブルの未然防止にもつながると考え、話を聴く際の基本姿勢やポイント等をまとめている。

次に、第2部を「さらなる対応が必要な場合」として、第1部のような対応をしても解決に至らない場合や、過度な要求や不当な言動を受けた場合の対応についてまとめている。あとは、コラムとして、体験談や事例の紹介、参考資料として、学校園での対応時に想定される違法行為の紹介や、教職員のメンタルケアに関する内容を入れている。

それでは、資料に沿って、主な内容を説明する。

6 ページ、第1部・「1_1 基本姿勢」について、ここでは、教職員による初期対応の大切さを説明したうえで、保護者等の話を聴く際に、最も大切な3つの基本姿勢として、①まず「気持ち」を受け止める、②すぐに連絡・対応する、③1人で決断しないを明記している。

次に、7 ページ、「1_2 保護者の話を聴くときのポイント」としては、話を丁寧に聴き、真のニーズの見極めを行うことと、その具体的な方法として、背景にある事情や気持ちを理解しようとする事等を記載している。また、「1_3 対応策を検討するときのポイント」として、保護者等の不安軽減、信頼回復に向けたアプローチを考えることと、その具体的な方法として、教職員自身の振り返り、学校園でできることは積極的に伝え、学校園に問題があれば適切に謝罪すること等を記載している。

8 ページには、「1_4 対応の流れ」をフロー図で表している。これはあくまで一例であり、大切なことは、管理職を中心に各学校園が自校の状況に応じて対応の流れを決め、その流れを全教職員が理解・共有しておくことで、教職員が一人で抱え込まない体制を作ることだと考えている。

9 から10ページには、初期対応で解決に至らなかった場合に、個人や組織として、何か足りていないことがなかったかを振り返るためのチェックリストを掲載している。

11ページは、事前説明の際には入っていなかった内容になる。不当要求とまでは言えないけれど、学校園での対応に迷うケースについて、校長会の意見や、事前説明でいただいたご意見を参考に追加した内容になる。代表的な例として、例1では、学校外でのトラブルは運営者にも連絡してほしいこと、例2では家庭事情による困りごとは、専門機関につなぐこと、例3として、スマホの使い方などの生活習慣にかかわることは家庭でのルール

作りをしてほしいことを紹介している。「学校園と関係あるのか？」と思うことでも、まずは話を聴き、学校園としてできること、学校外や家庭で必要なことの役割を整理して説明することを記載している。

12ページからは、第2部「さらなる対応が必要な場合」となっており、前編としては、現行でも活用している「SSET（スクールロイヤー事業）」について紹介している。学校園だけでは対応が困難な事案や保護者対応について相談したいときには、弁護士、臨床心理士、ソーシャルワーカーなど、様々な職種の専門家に相談し、助言を受けて、一緒に対応を検討することができる旨を記載している。具体的には、法律窓口相談（月2回）、電話・メール相談、学校園派遣（弁護士・医師・心理士等）、保護者等対応支援、研修講師派遣といった内容になっている。

次に、「よくある失敗例」については、事前説明の際に入っておらず、区長等からいただいたご意見をもとに追加した内容になる。分かっているもやっけてしまいがちな失敗例について紹介しており、10番の「情報共有・個人情報の扱いが雑」、相談を受けていない他の教員が当該児童に声かけをして信用を失うといった例は、大阪市PTA協議会からご意見をいただいた内容をもとにしている。

15ページからは第2部の後編で、過度な要求や不当な言動を受けた場合の対応についてまとめている。冒頭では、過度な要求や不当な言動を受けた場合に、保護者等との直接的な対応を担う新たな体制を現在検討しており、令和9年度からの運用開始を目指していること、それまでは、現行の制度での対応をお願いしたいことを記載している。

「2_1過度な要求・不当な言動」では、市のカスタマーハラスメントの基本方針に合わせた定義を説明し、「2_2見分け方のポイント」として、学校園側の落ち度、問題の程度と保護者が求める要求のバランス、相談等の手段が相当かといった、3つのポイントを記載している。では、保護者等から具体的に、どのような言動を受けた場合が、過度な要求や不当な言動にあたるのかを教職員がイメージしやすいように、16、17ページには、具体的な行動や言葉の例を、6つの分類に整理して紹介している。具体的には、1、暴行などの身体的攻撃、2、「役立たず」などと人格を否定するような精神的攻撃、3、大声でどなるなどの威圧的言動、4、男性の担任に代えてなどの差別・性的言動、5、同じ要求を執拗に繰り返す継続的言動、6、長時間居座り続けるような拘束的行動について、学校園現場で想定される言動を例示している。そして、こういったケースを対応する際の基本的な姿勢を18ページにまとめている。対応の基本姿勢は、①複数人対応、②対応時間の設定、③ 限界

の設定、④毅然とした対応、⑤専門機関との連携、⑥正確な記録の6つを記載している。

ここまで、過度な要求や不当な言動の定義や、基本姿勢を記載してきたが、例えば、実際に保護者等から大声で攻撃された際、教職員が驚いて何も言えなくなってしまうことも考えられるため、19、20ページには、いくつかの場面を想定した、具体的な声かけ例を紹介している。例えば、3つ目にあるような、教職員のミス理由にして、「あなたの名前やミスをSNSで拡散する」と言われた場合、ミスについては適切に謝罪したうえで、誹謗中傷は法的に許されないことであり、やめてほしいということを毅然と伝えるといった、具体的な対応例を記載している。実際にはこの通りにはいなくても、1つのパターンとして知っておくだけでも、教職員の安心につながるのではないかと考えている。

次ページ以降は参考資料となる。21、22ページの法的豆知識では、学校園での対応時に想定される違法行為を紹介している。

23ページからは教職員のメンタルケアとして、対応直後の労い、「いつもと違う」兆候への気づき、早めの産業医・相談窓口へのつなぎ等について記載している。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。冊子案は非常に丁寧に作り込まれており、大変良いと思いました。ただ、配付するだけではなく、理解・定着を図るためには、本冊子を基に、イラスト等も用いた分かりやすいeラーニング教材を作成し、より周知徹底していただきたいと思います。

【中道指導部長】 ありがとうございます。本冊子が教職員一人ひとりにしっかり浸透し、日頃から意識できるよう、研修の時期や方法等について検討しているところでございますので、しっかり取り組んでまいります。ありがとうございます。

【古川委員】 ありがとうございます。私も拝読しましたが、分かりやすく、細部まで行き届いて作成されていると思いました。赤木委員がおっしゃったとおり、ぜひ活用していただきたいですし、新任の先生や講師の先生にも届くようお願いしたいと思います。また、冒頭の前提として「保護者等をともに子どもを育てるパートナーとする」という考え方についても、管理職や現場にしっかり届くようお願いできればと思います。

【中道指導部長】 ありがとうございます。特に第1部の「よりよい関係づくり」は、課題対応に限らず教職員の基本姿勢を改めて確認する内容にもなっておりますので、そうした点も含めて、しっかり浸透させてまいります。ありがとうございます。

【大竹委員】 体験談は非常に役に立つと思います。冊子にもいくつか掲載されていますが、一定量があると、ロールプレイにもつながると思いますので、これで終わりではなく、さらに体験談が集まるようであれば、充実させていただければありがたいと思います。また、18ページの体験談について、末尾が途中で切れているように見受けられますので、誤記等があれば修正をお願いいたします。

【中道指導部長】 ご指摘ありがとうございます。確認のうえ、適切に修正いたします。

【森委員】 保護者等を対等なパートナーとして位置づけることが何よりも重要だと思います。本冊子のように「よりよい関係を構築していく」「対等なパートナーである」という打ち出しは非常に重要だと感じました。その上で、対等なパートナーであるとは具体的にどういうことかをイメージできるよう、個人が特定されないよう一定の配慮を行いつつ、典型的な事例として示す具体例がより多くなると良いと思います。また、本冊子が教職員側だけのツールではなく、保護者等とも互いに共有し、ガイドラインのような位置づけになっていくと、より望ましいと考えます。

【中道指導部長】 ありがとうございます。作成にあたり最も留意したのは、学校側だけの言い分になっていないかという点でございまして、様々なお立場の方から見ても客観的に妥当と感じていただける内容となるよう検討を重ねてまいりました。保護者等の皆様にもご理解いただき、ともに取り組んでいけるきっかけになればと考えております。また、事例につきましては、失敗例やコラム、先輩教職員の経験談は内容が伝わりやすいと認識しており、本冊子とは別に別冊として事例集も作成しております。現時点では事例数は多くありませんが、今後蓄積を進め、類似事案が生じた際に参照しやすい形で整備してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【長谷川委員】 保護者等の目線で読んでも対立構造にならないよう、しっかり考えられて作成されていると感じました。体験談については、文字に残すと支障が出るものもあると思いますが、そのような内容も役に立つことがあると思いますので、研修の場で織り交ぜていただくなどの工夫があるとよいと思います。また、ロールプレイを用いた研修も大変有効だと思いますので、その点も工夫していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【中道指導部長】 ありがとうございます。希少なケースや個別性の高いケースもあると思いますので、研修の場で対面のロールプレイ等も取り入れながら、実践的にスキル

を身につけていけるよう取り組んでまいります。

【多田教育長】 本日も様々なご助言、ご意見をいただきましたので、それらを踏まえて進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

報告第11号及び第12号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。まず、報告第11号について説明する。西淀川区 香簀小学校校長は、休職となることから、その後任人事について、慎重に検討を進めた結果、指導部総括指導主事の早瀬太裕を充てることとし、2月25日付けをもって異動発令を行った。

次に、報告第12号について説明する。西成区 南津守小学校校長は、休職となることから、その後任人事について、慎重に検討を進めた結果、南津守小学校副校長である西村武明を充てることとし、3月2日付けをもって異動発令を行った。

本来であれば、教育委員会会議の承認を経て発令を行うべきところであるが、管理職不在の速やかな解消のため、教育長による急施専決を行った次第である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森委員】 管理職の方が年度途中で交代される事態が生じないことが理想だと思います。このような年度途中の交代は、通常どの程度の割合で起こっているものなのでしょうか。増減の傾向としては、いかがでしょうか。

【上田教職員人事担当課長】 年度途中の管理職の異動につきましては、昨年度は1年間を通じた発令件数が11件でございます。今年度につきましては、今回ご報告いたしました異動までを含めまして9件でございますので、概ね昨年度と同程度の水準でございます。委員ご指摘のとおり、年度途中で管理職が交代せざるを得ないことは、学校運営や子どもたちへの影響も考えられますので、教育委員会としても、そのような事態が生じないよう、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

【森委員】 ありがとうございます。時代が変わる中で、校長職や教頭職を含め、責任が増したり、これまでの経験が通用しない場面もあったりして、場合によっては大きなプレッシャーが生じ得ると思います。業務や環境の改善により組織として対応できる部分

があれば、委員会として取り組む意義にもつながると考えております。管理職になられた方が継続して職務を担えること、また後に続く方も管理職を目指し、持続していける環境が大阪市にあることが、管理職人材の育成はもとより、教員の志願にもつながっていくのではないかという思いがあり、質問いたしました。ご回答で趣旨は十分理解できました。ありがとうございます。

【上原教務部長】 ありがとうございます。働き方ビジョンにおきましても、大きな項目として組織風土改革を掲げているところでございます。現場の改革を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告